

アルバイト許可に関する規定

アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ず行う場合については、次のように規定する。

1 許可の条件

- (1) 経済的な理由のあるもの。
(奨学給付金の対象者・奨学金受給者を原則とする)
- (2) 成績・出席状況が良好であること。
- (3) 授業、出校日、総合実習等に支障をきたさないものであること。
- (4) 収入の使途が明らかなこと。
- (5) 最低午後9時までに帰宅できる勤務であること。
- (6) 保護者連名で願い出たものであること。
- (7) その他、家計が急変の場合。

2 許可に要する手続

- (1) 担任へ相談し、申請のための状況書を担任へ提出すること。
- (2) 本人・保護者・担任・生徒指導部の面談を行う。
- (3) 面談で配布する許可願を担任へ提出すること。
- (4) 生徒証明カードにアルバイト許可印を係より押印してもらうこと。

3 アルバイト中の心得

- (1) 制服着用のこと。(仕事上、他の服装に着がえるときには、少なくとも通勤途上では制服を着用すること)
- (2) アルバイト期間中は、必ず生徒証明カードを携帯すること。

4 その他の注意事項

- (1) 成績不良(欠点のある者)、出欠状況不良(遅刻・欠席が多い者)、校則違反(特別指導を受けた者)があった場合や遅刻カードの状況を考慮し、許可を保留する場合や取り消しを行う。
- (2) 考査の1週間前から考査終了までのアルバイトは禁止する。また、行事や実習等に関してアルバイトを優先させてはならない。
- (3) 許可願と内容が異なる場合や、許可願を出さずにアルバイトを行った場合は、特別指導の対象とする。
- (4) 校納金が未納の場合、アルバイトの収入を校納金の納入に充てること。
- (5) 1年生に関しては、夏休みが終了するまで認めない。特別な理由があれば生徒指導課会議で審議する。